

仕 様 書 (案)

本業務は、中央手術室に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器等

名 称	広島市立広島市民病院 内視鏡下手術用支援ロボット保守点検業務
構成内訳	〇〇 〇〇 〇〇

2 業務の実施回数

- (1) 受注者は、〇〇を年1回技術員を派遣して保守点検を行うものとする。点検日時は発注者・受注者協議のうえ決定するものとし、点検内容は別紙1のとおりとする。
- (2) 故障発生時に電話による修理サポート業務（通年）
- (3) 緊急又は異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに機器の復旧に努めるものとする。

3 業務内容

- (1) 受注者は、発注者が良好に対象機器を使用できるよう、必要な部品の交換、機器の清掃、点検、修理及び調整等の整備を行い、対象機器を良好な状態に保つものとし、リモートサービス及びオンコールサポートも合わせて行うものとする。
- (2) 受注者は、各部品等の交換をするものとする。
- (3) 修理サポート業務の受付時期は0時から24時の範囲とし、実施時期は平日の7時から22時及び土曜日の8時から17時とする。
- (4) 保守点検の実施時期は平日の8時から22時及び土曜日の8時から17時とする。
- (5) 緊急修復業務の受付時間は0時から24時の範囲とし、実施時間は発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。
- (6) 受注者が派遣する保守点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（〇〇を有する者）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、下記の品目は除くものとする。

- (1) 〇〇
- (2) 〇〇
- (3) 〇〇

5 部品等の品質保証

受注者は、本業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より2か月間これを保

証し、この期間中に受注者の責任により故障が生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品及び前条各号の品目は除くものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。
現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 保守点検等、現場で業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

7 報告

業務実施報告書は、様式1及び様式2とし、各々業務完了後10日以内に提出のうえ、発注者の確認を得なければならない。

ただし、3月に完了した業務については、同月内に提出するものとする。

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議してこれを定めるものとする。